

保護者様

出席停止の取り扱いについて

台東区立谷中小学校

学校保健安全法施行規則の定める疾病にかかった場合、出席停止措置の期間は出席停止扱いになります。医師の許可が出るまでは登校を見合わせていただき、定める期間、十分に休養させてください。

かかった可能性がある場合や診断された場合は、学校にご連絡ください。なお、医師の登校の許可が出たら「治癒証明書」に保護者の方がご記入の上、登校初日に担任へご提出ください。

-----キ リ ト リ-----

治 癒 証 明 書

谷中小学校長様

医師の許可が出ましたので、本日より登校させます。

児童氏名	年 組 氏名
疾病	
出席停止期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日まで
インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症 の場合のみ記入	発症した日……………（ 月 日） 解熱・症状が軽快した日…（ 月 日）
受診した医療機関名 電話番号	

令和 年 月 日 保護者氏名 _____

主な学校感染症一覧表

病名	出席停止の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで 無症状の感染者は検体を採取した日から 5 日を経過するまで 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨
インフルエンザ	発症した後 5 日、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 2 4 時間を経て全身状態が良ければ登校可
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可
伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可

そのほかの感染症についてはお問い合わせください。